



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

883	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
884	〃	( 〃 ).....	2
885	〃	( 〃 ).....	2
886	〃	( 〃 ).....	3
887	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
888	生活保護法による介護機関の指定	( 〃 ).....	3
889	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	4
890	基本測量の実施	(技術調査課).....	4
891	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
892	道路の供用開始	( 〃 ).....	5
893	警察情報管理ネットワークシステムの構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	5
894	随意契約の相手方の決定	( 〃 ).....	8

### ○ 選挙管理委員会告示

64	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	9
65	資金管理団体の届出事項の異動の届出	.....	10
66	資金管理団体の指定の取消しの届出	.....	10
67	政治団体の解散の届出	.....	11
68	政治団体の収支報告書の要旨	.....	11
69	政治団体の設立の届出	.....	12

### ○ 公告

入札公告	(警察本部).....	13
------	-------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第883号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年8月4日まで縦覧に供する。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日  
平成26年6月3日
- 名称  
特定非営利活動法人SEE WAVE 和歌山
- 代表者の氏名

笠松晶久

- 主たる事務所の所在地  
和歌山県有田郡有田川町大字下津野850番地の1
- 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して安全で住みよい生活環境の実現をはかるため、自然エネルギーによる自然との共存を推進する。また自然災害に対する防災体制の強化、啓発活動を行う。さらに地域福祉ネットワークづくりを推進、地域ぐるみ福祉の推進体制を地域全体に提言する。以上のような活動を通じて子供から高齢者まで住みよい、新しい“まちづくり”の増進に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第884号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年8月18日まで縦覧に供する。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 申請年月日  
平成26年6月17日
- 名称  
特定非営利活動法人近畿在宅介護協会
- 代表者の氏名  
小川哲志
- 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市吉礼523番地の21-1F
- 定款に記載された目的  
この法人は、すべての高齢者に対して、介護・福祉全般に関する事業を行い、市民全般に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第885号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年8月18日まで縦覧に供する。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 申請年月日  
平成26年6月17日
- 名称  
特定非営利活動法人絆
- 代表者の氏名  
倉谷修治
- 主たる事務所の所在地  
和歌山県田辺市稲成町80番地の2
- その他の事務所の所在地

和歌山県田辺市芳養町3216番地の19

6 定款に記載された目的

この法人は、未来を担ってたつ子供たちや障害を抱えたものが安心して生活することの出来る社会を目指し、また、世界遺産登録された熊野の自然を守るための環境保全への取組に積極的に参画し、これらの目的を達成できるよう補助に関する事業を行い、地域や弱者に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第886号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年8月19日まで縦覧に供する。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年6月19日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ

3 代表者の氏名

山口慶一

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市毛見1514番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広く県民に対してセーリングスポーツの情報伝達に関する事業を行い、和歌山県セーリング連盟と協力し健全な青少年の育成と、セーリングスポーツを通じた活動により社会貢献に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第887号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社バジル	海南市南赤坂11 和歌山リサーチラボ412	居宅介護支援事業所バジル	海南市南赤坂11 和歌山リサーチラボ412	居宅介護支援	平成25.12.12
株式会社バジル	海南市南赤坂11 和歌山リサーチラボ412	福祉用具バジル	海南市南赤坂11 和歌山リサーチラボ412	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売	平成25.12.12

和歌山県告示第888号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰

国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定年月日
株式会社バジル	海南市重根1122-1	居宅介護支援事業所バジル	海南市重根1122-1	居宅介護支援事業	平成25.12.12
株式会社バジル	海南市重根1122-1	福祉用具バジル	海南市重根1122-1	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成25.12.12
株式会社日進月歩	有田市宮原町須谷487-3	ケアプランあゆむ	有田市宮原町須谷487-3	居宅介護支援事業	平成26.6.16

**和歌山県告示第889号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字田井字切戸522の49・522の51（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

**和歌山県告示第890号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年8月1日から平成27年2月27日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市、御坊市、有田郡有田川町、日高郡印南町及び東牟婁郡古座川町

**和歌山県告示第891号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市秋津町字峯ノ庄1343番3 地先から同市秋津町字田尻1406 番5地先まで	旧	6.40 ） 8.80	104.40	
同上	新	6.90 ） 11.70	104.40	

**和歌山県告示第892号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 田辺市秋津町字峯ノ庄1343番3地先から同市秋津町字田尻1406番5地先まで

供用開始の期日 平成26年7月4日

**和歌山県告示第893号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、警察情報管理ネットワークシステムの構築及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称等

## (1) 調達役務の名称

警察情報管理ネットワークシステムの構築及び貸借業務

## (2) 調達役務の仕様等

警察情報管理ネットワークシステムの構築及び貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者の資格

## (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成26年7月4日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るネットワークシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）冗長化構成されたネットワークシステムを構築した実績を有すること。

（イ）複数拠点からなるネットワークシステムを構築した実績を有すること。

カ この入札に係る貸貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）端末機器等について、現地保守（修理）に対応したメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

（イ）端末機器等について、複数拠点におけるメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

キ 営業品目にシステム運用を有する者であること。

ク 営業品目に貸貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、貸貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

（カ）使用印鑑届

（キ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

（ク）誓約書

（ケ）委任状（申請者が代理人を選任した場合）

（コ）仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
  - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、（シ）の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
  - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- (ソ) コンソーシアム協定書の写し
- コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア並びにイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1)のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成26年7月4日（金）から同月28日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、持参により6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成26年7月4日（金）から同月29日（火）までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市西46番地の1  
和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 小会議室
- (2) 日時  
平成26年7月14日（月）午前10時
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所  
3の(1)に掲げる申請書類は、平成26年7月4日（金）から同年8月4日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所  
情報管理課  
和歌山市西46番地の1  
郵便番号 640-8313  
電話番号 073-476-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-476-0110
- 7 資格審査の結果通知  
資格審査の結果は、郵便により平成26年8月11日（月）までに通知するものとする。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。
- 8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成26年8月15日（金）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答は、平成26年8月21日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

#### 和歌山県告示第894号

運転者管理システム改修業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年7月4日

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
 運転者管理システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 和歌山県警察本部警務部会計課  
 和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
 平成26年5月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 日本電気株式会社和歌山支店  
 和歌山市六番丁5
- 5 随意契約に係る契約金額  
 43,296,120円(うち消費税及び地方消費税の額3,207,120円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約
- 7 随意契約の理由  
 特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
榊原のりあきとが んばろ会	会計責任者	榊原友美	尾西正平	平成 26.5.14	政治団体	
自由民主党和歌山 県石油販売業支部	会計責任者	吉岡勇剛	中岡芳彦	平成 26.5.15	政党	
和歌山県石油政治 連盟	会計責任者	吉岡勇剛	中岡芳彦	平成 26.5.15	政治団体	
田嶋勝正後援会	主たる事務所の所在地	東牟婁郡串本町サンゴ 台1060-60	東牟婁郡串本町串本10 23	平成 26.5.15	政治団体	
幸福実現党紀の川 後援会	主たる事務所の所在地	紀の川市桃山町調月22 67-1	岩出市金池157-2	平成 26.5.16	政治団体	
松本こうせい後援 会	会計責任者	黒川富士人	櫻井重和	平成 26.5.20	政治団体	
芝本和己サポーター ズクラブ	主たる事務所の所在地	和歌山市島橋東ノ丁1- 47	和歌山市島橋南ノ丁1- 7-104	平成 26.5.26	政治団体	
仁坂吉伸日高町後 援会	主たる事務所の所在地	日高郡日高町志賀993 番地	日高郡日高町原谷181 番地	平成 26.5.26	政治団体	

	代表者	松本秀司	中善夫			
前山進一後援会	会計責任者	前山隆宏	前山博子	平成 26.5.27	政治団体	
いずみ正徳後援会	主たる事務所の所在地	田辺市文里2丁目32-1	田辺市神子浜2丁目23-12	平成 26.5.28	政治団体	
泉風会	主たる事務所の所在地	田辺市文里2丁目32-1	田辺市本宮町伏拝983番地の2	平成 26.5.28	政治団体	
自由民主党那智勝浦町支部	主たる事務所の所在地	東牟婁郡那智勝浦町築地8丁目8-2	東牟婁郡那智勝浦町下里270	平成 26.5.29	政党	
	代表者	清水重延	橋本謙二			
	会計責任者	西太吉	浜崎吉晴			
西村善一後援会	主たる事務所の所在地	伊都郡かつらぎ町窪58	伊都郡かつらぎ町窪163	平成 26.5.29	政治団体	
	代表者	田中猛	北畑裕皓			
自由民主党太地町支部	主たる事務所の所在地	東牟婁郡太地町太地317番地	東牟婁郡太地町太地2889	平成 26.5.30	政党	
	代表者	貝良文	坂野日出夫			
	会計責任者	山本真一郎	上中敏之			
新堀行雄後援会	代表者	田中幹二	中畑光雄	平成 26.6.9	政治団体	
紀南創造の会	会計責任者	尾崎圭一郎	福田喜之	平成 26.6.9	政治団体	
玉置公良後援会	会計責任者	尾崎圭一郎	福田喜之	平成 26.6.9	政治団体	

## 和歌山県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
芝本和己	和歌山市議会議員	芝本和己サポーターズクラブ	主たる事務所の所在地	和歌山市島橋東ノ丁1-47	和歌山市島橋南ノ丁1-7-104	平成 26.5.26

## 和歌山県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
前山進一	海南市議会議員	前山進一後援会	海南市下津町黒田93-1	前山進一	平成 26.5.27

和歌山県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
世耕弘成美里後援会	美野勝男	平成 26.3.13	平成 26.3.13
世耕弘成野上町後援会	仲尾元雄	平成 26.3.20	平成 26.3.28
中本賢治後援会	半田光男	平成 26.5.15	平成 26.5.16
前山進一後援会	前山進一	平成 26.5.27	平成 26.5.27

和歌山県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

(単位：円)

中本賢治後援会

報告年月日 26.5.16

1 収入総額	14,490
前年繰越額	14,490
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨

前山進一後援会

報告年月日 26.2.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

世耕弘成美里後援会

報告年月日 26.3.13

1 収入総額	0
2 支出総額	0

世耕弘成野上町後援会

報告年月日 26.3.28

1 収入総額	0
--------	---

2 支出総額	0
<b>中本賢治後援会</b>	
	報告年月日 26.5.16
1 収入総額	14,490
前年繰越額	14,490
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成26年分）の要旨

**世耕弘成美里後援会**

	報告年月日 26.3.13
1 収入総額	0
2 支出総額	0

**世耕弘成野上町後援会**

	報告年月日 26.3.28
1 収入総額	0
2 支出総額	0

**中本賢治後援会**

	報告年月日 26.5.16
1 収入総額	14,490
前年繰越額	14,490
2 支出総額	0

**前山進一後援会**

	報告年月日 26.5.27
1 収入総額	0
2 支出総額	0

**和歌山県選挙管理委員会告示第69号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県ふるさと振興支部	大江康弘	平松一夫	和歌山県和歌山市鷹匠町1-40 廣井ビル1F	参議院議員	○	平成26.5.19

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県全管協ちゃんたい支部	上野山豊誠	住友淳一	和歌山県和歌山市有本827-6	○	平成26.6.11

その他の政治団体

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
世耕弘成紀美野町後援会	仲尾元雄	河本幸生	海草郡紀美野町小畑818-8	平成 26.3.26
小林総一後援会	小林総一	木下正己	伊都郡かつらぎ町寺尾204	平成 26.5.14
中谷けんじ後援会	中谷謙二	中谷博信	和歌山市園部1518-5	平成 26.5.26
一ノ瀬敦子後援会	一ノ瀬泰彦	中浦佐織	有田市古江見120-1	平成 26.6.4
小松たかお後援会	川端秀和	前田宗治	和歌山市六十谷9-5 光成ビル101	平成 26.6.9

## 公 告

## 入 札 公 告

警察情報管理ネットワークシステムの構築及び貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成26年度から平成31年度まで

## (2) 調達役務の名称及び数量

警察情報管理ネットワークシステムの構築及び貸借業務 一式

## (3) 履行期間

ア 警察情報管理ネットワークシステムの構築

契約日から平成27年3月31日までの間

イ 警察情報管理ネットワークシステムの保守を含めた貸借業務

平成27年1月1日から平成31年12月31日までの間

## (4) 調達役務の仕様等

警察情報管理ネットワークシステムの構築及び貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

## (6) 入札金額

総額で入札することとする。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成26年和歌山県告示第893号に規定する警察情報管理ネットワークシステムの構築及び貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

## (2) 期間

平成26年7月4日（金）から同月28日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

## 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

## (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の（1）に同じ。

## イ 期間

3の（2）に同じ。

## (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成26年7月4日（金）から同月29日（火）午後5時までの間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 小会議室

## (2) 日時

平成26年7月14日（月）午前10時

## 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

## (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通1丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

## イ 入札日時

平成26年8月28日（木）午前10時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

## (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

## 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

## 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

## 12 契約書作成の要否

要

## 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

## 15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Construction and Rental of Police Information Management Newtwork System

(2) Time limit for tender:

By hand: 10:00 a.m. 28 August 2014

(3) Contact point for the notice:

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL: 073-423-0110

FAX: 073-423-0120